

## 能登半島地震等の被災者への特別措置の継続について

2024年に実施した能登半島地震被災者への特別措置について、その後の豪雨被害や余震発生により引き続き申請準備が困難である状況を踏まえ、2025年も以下(1)～(2)の通り、特別措置を継続して実施いたします。

### (1) 2025年更新時期延長申請に関する特別措置

#### ■対象者

2025年アドバンス助産師更新申請対象者(2020年認証取得者および2024年更新時期延長者)のうち、2024年1月能登半島地震または2024年9月能登半島豪雨で被災したことにより更新申請できない者

#### ■対象となる更新時期延長申請年

2025年更新時期延長申請に限る

#### ■特別措置の内容

1. 対象者の2025年更新時期延長申請料5,000円を無料とする。
2. 対象者の2025年更新時期延長申請を、2025年7月1日から2026年6月30日までの1年間受け付ける。
3. 対象者のうち、更新時期延長を既に3回以上行った者(2024年に3回目以降の更新時期延長申請を行い承認された者)について、2025年更新時期延長申請に限り、4回目以降の申請を行うことを認める。  
ただし、2025年に4回目以降の更新時期延長を行った者は、2026年更新申請において過去8年分(2018年9月1日から2026年更新申請締切日まで)の実績を有効とする。

#### ■被災の証明について

特別措置を希望する対象者は、以下①または②を当機構へ提出するものとする。

- ①自治体が発行した罹災証明書・被災証明書のコピー
- ②当機構指定書式による被災証明書

## ■申請方法

申請時期により、申請方法が異なりますのでご注意ください。

### ①【2025年7月1日（火）～7月26日（土）に申請する場合】

- (1) 『アドバンス助産師プラットフォーム』（以下、AMP と表記）にログインし、メニュー「申請」>「更新時期延長申請」ページにアクセスする。  
  
※ 『アドバンス助産師プラットフォーム』 <https://amp.josan-hyoka.org/login>  
※ メニューに「更新時期延長申請」ページが表示されない場合は、AMP お問い合わせページからご連絡ください。
- (2) 「更新時期延長申請」ページ内にあるリンクから、「【特別措置専用】更新時期延長申請」ページにアクセスする。
- (3) 「【特別措置専用】更新時期延長申請」ページで、注意事項および更新時期延長申請理由を確認し、申請を行う。
- (4) 申請後2週間以内に、AMP お問い合わせページから、自治体が発行した罹災証明書・被災証明書のコピー、または当機構指定書式による被災証明書を添付して送信する。お問い合わせ件名は、「特別措置による更新時期延長申請」と入力する。  
  
※ 期限までに適切な書類が提出されなかった場合は差戻しとなり、更新時期は延長されません。書類を準備し、特別措置の期間内に申請し直してください。
- (5) 当機構の審査により申請が承認されると、申請者の登録メールアドレスに通知が届き、更新時期が1年延長される。

### ②【2025年7月27日（日）～2026年6月30日（火）に申請する場合】

- (1) 『アドバンス助産師プラットフォーム』にログインし、お問い合わせページから、以下①～③の内容を送信する。
  - ① 件名：「特別措置による更新時期延長申請」と入力
  - ② 内容：特別措置による申請期間外の更新時期延長申請を希望する旨を入力
  - ③ 添付ファイル：自治体が発行した罹災証明書・被災証明書のコピー、または当機構指定書式による被災証明書を添付
- (2) お問い合わせの回答として、審査結果が通知される。承認の場合は、更新時期が1年延長される。

(能登半島地震の被災者への特別措置 つづき)

(2) 認証書・認証カード・認証バッジの無償再発行

■対象者：

2024年1月能登半島地震または2024年9月能登半島豪雨で被災したアドバンス助産師

■対象期間：

2025年1月1日(水)～2025年12月31日(水)

■特別措置の内容：

2024年1月能登半島地震または2024年9月能登半島豪雨で被災したことにより、アドバンス助産師認証書・認証カード・認証バッジを紛失・汚損した者に対して、対象期間中、無償で再発行を行う。

■被災の証明について

再発行を希望する対象者は、以下①または②を当機構へ提出するものとする。

- ①自治体が発行した罹災証明書・被災証明書のコピー
- ②当機構指定書式による被災証明書

■手続き方法

再発行を希望する対象者は、アドバンス助産師プラットフォーム内のお問い合わせフォームより、被災証明書類を添付の上、以下①～②を記載してご連絡ください。

- ①再発行を希望する認証書類の種類(認証書・認証カード・認証バッジ)
- ②送付先郵便番号・住所

アドバンス助産師プラットフォーム <https://amp.josan-hyoka.org/login>

アドバンス助産師プラットフォームにログインできない場合は、被災証明書類を添付の上、以下①～⑤を記載してメールにてご連絡ください。

- ①お名前
- ②生年月日
- ③助産師免許番号、またはアドバンス助産師認証番号
- ④送付先郵便番号・住所
- ⑤再発行を希望する認証書類の種類(認証書・認証カード・認証バッジ)

一般財団法人日本助産評価機構メールアドレス： [jime@josan-hyoka.org](mailto:jime@josan-hyoka.org)